

平成30年第4回隠岐の島町議会臨時会会議録

招集年月日 平成30年 10月 19日  
招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場  
開会(開議) 平成30年 10月 19日(金) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 13番 米澤 壽重 議員 14番 遠藤 義光 議員

1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	14番	遠藤 義光
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	15番	池田 信博
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	16番	福田 晃
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春		
6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長	田中 秀喜
副町長	大庭 孝久	建設課長	田中文男
教育長	村尾 秀信	大規模事業課長	河北 尚夫
総務課長	野津 浩一	施設管理課係長	砂川 祐一
会計管理者	渡部 誠	総務学校教育課長	池田 茂良
財政課長	石田 寛弥	社会教育課長補佐	曾我部 一彦
税務課長	濱田 勉	布施支所長	竹本 久
町民課長補佐	和田 美由貴	五箇支所長	金坂 賢一
福祉課長	中林 眞	都万支所長	佐々木 義直
保健課長	平田 芳春	中出張所長	村上 克樹
環境課長	砂本 進	中央公民館長	高梨 勇光
観光課長	鳥井 登	総務課長補佐	野津 千秋
農林水産課長	藤川 芳人	財政課長補佐	日野 利幸
地域振興課長	佐々木 千明		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 中村 恵美子

1. 町長提出議案の題目

議 第 84 号 工事請負変更契約の締結について〔町道有木1号線道路改良工事〕

議 第 85 号 工事請負契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設建築主体工事〕

議 第 86 号 工事請負契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設町民ホール建築工事〕

議 第 87 号 工事請負契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設電気設備工事〕

議 第 88 号 工事請負契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設機械設備工事〕

議事の経過

**○議長（石田茂春）**

ただ今から、平成30年第4回隠岐の島町議会臨時会を開会いたします。

（開議宣告 9時30分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

**日 程 第 1. 会議録署名議員の指名**

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により13番：米澤 壽重 議員、  
14番：遠藤 義光 議員を指名します。

**日 程 第 2. 会期決定の件**

「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

**日 程 第 3. 町長提出議案の上程**

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第84号「工事請負変更契約の締結について〔町道有木1号線道路改良工事〕」から議第88号「工事請負契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設機械設備工事〕」までの5件を一括して議題とします。

#### 日 程 第 4. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました5議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

おはようございます。

本日、平成30年第4回隠岐の島町臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提案理由の説明の前に、一言ご挨拶を申し上げます。

始めに、議員各位におかれましては、10月12日、13日に開催されました「全国闘牛サミット in 隠岐の島」へのご理解、ご出席を賜り、おかげをもちまして、全国からお出掛けをいただいた闘牛関係者、闘牛ファンから高い評価をいただき成功裡の内に終了をすることができました。ご協力に対し改めましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、14日に開催されました、「隠岐の島町戦没者追悼式」へのご出席を賜り、高齢化の波の中、2年に一度の追悼式を<sup>おごそ</sup>厳かに終えることができましたこと、併せまして衷心より感謝申し上げます。

さて、昨日、一昨日の局地的豪雨が日常の生活環境に直接的な大きなダメージは無かったものの、町の北部の林道4路線に損壊の大きな被害をもたらしており、早期の復旧が必要となっておりますが詳細につきましては現在調査中であることを、この場においてご報告をさせていただきます。

結びとなりますが、本議会には新庁舎建設関連の請負契約締結等の5件の諸議案を提出させていただいておりますが、慎重ご審議をお願いし、招集にあたってのご挨拶といたします。どうかよろしく願い申し上げます。

本日提案いたしました議案について、ご説明を申し上げます。

議第84号の「工事請負変更契約の締結について〔町道有木1号線道路改良工事〕」についてありますが、今回の施工箇所に設置してありますガードレールにつきまして、腐食が著しいため新たなものに交換し、併せて防草対策としてコンクリート工を追加計上いたしたく、

工事請負変更契約の締結について議決を求めるものであります。

次に、議第85号の「工事請負契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設建築主体工事〕」についてであります。去る10月3日、公募による条件付き一般競争入札を執行いたしましたところ、1者が応札され、渡辺・吉崎・金田特別共同企業体が落札いたしましたので、同社と契約金額17億3,340万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第86号の「工事請負契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設町民ホール建築工事〕」についてであります。この工事は隠岐の島町新庁舎建設建築主体工事と分離して施工することが不利と認められることから、建築主体工事落札者の渡辺・吉崎・金田特別共同企業体と契約金額1億8,360万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第87号の「工事請負契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設電気設備工事〕」についてであります。去る10月3日、公募による条件付き一般競争入札を執行いたしましたところ1者が応札され、中電工・赤沼電工特別共同企業体が落札いたしましたので、同社と契約金額3億2,400万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第88号の「工事請負契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設機械設備工事〕」についてであります。去る10月3日、公募による条件付き一般競争入札を執行いたしましたところ1者が応札され、三晃空調・野村水道特別共同企業体が落札いたしましたので、同社と契約金額4億7,520万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

以上、5件の諸議案についてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時38分）

（全員協議会開会宣告 9時38分）

#### ○議長（石田茂春）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 10時16分）

#### 日 程 第 5. 質 疑

「質疑」を行います。

始めに、議第84号議案について何かございませんか。

12番：高宮 陽一 議員

**○12番（高宮 陽一）**

有木1号線のことでお聞きしたいと思いますが、いろいろ計画がありますので変更は理解をしているつもりですが、先ほどの提案理由の説明でガードレールの腐食が著しいとか、除草対策でコンクリート工をやるということを追加したということですが、こういった道路改良を進める中で、当然こういったことは当初から予定されてなかったのかどうか。その辺りはどういった経過があったのか説明してください。

**○番外（建設課長 田中文男）**

ガードレールの腐食につきましては、当初一部点検はしたのですが若干腐食部分が数十メートルではありますけども確認できましたので、今回計上させていただきました。確かに、確認不足と言われればそれまでだと思いますけども、今回その部分を工事で改修しなければならぬと思いましたので、取り上げさせていただきました。

路肩部分の防草コンクリートですが、当初は計上しておりませんでした。ここの部分、毎年除草作業が行われております。この防草コンクリートをすることによって、概算ではあります約15年経過後には元が取れる。また、路肩の洗堀防止になると思ひまして、今回計上させていただきました。

**○12番（高宮 陽一）**

改良ということですので、そういった所をしっかりと調査をして、どういう目的で道路を改良していくかと、より良い道路を造っていくということだと思いますので、しっかりとそこら辺りを対応していただきたいと思ひます。

もう一点、今回ガードレール工が261m、コンクリート工が470㎡と工事を追加する訳ですが、工事費は1万8,000円しか増えてないですよ。ということは、今まで予定をしていた工事をどこかを減らしてそういうことになったのか、その辺りちょっと説明をいただけますか。

**○番外（建設課長 田中文男）**

車道部分につきましては、今回工事から落とさせていただきました。先ほどの、補足説明で申しましたとおり、側溝部、外構部につきましては歩行者がおられる都合上、工事で計上しております。また、車道部の舗装工事を落とした部分につきましては、同じ交付金で今年度別発注ということで、舗装工事を発注したいと思っております。ですから、差し引き1万8,000円をプラスですけども、車道部分の舗装工事を未実施としたということです。

○議長（石田茂春）

いいですか。

○12番（高宮陽一）

はい。

○議長（石田茂春）

他にございませんか。

（「なし」の声を確認）

以上で、議第84号の質疑を終わります。

次に、議第85号議案から議第88号議案まで、一括で質疑を受けます。

何かございませんか。

10番：平田 文夫 議員

○10番（平田文夫）

今回、契約ばっかりやけどちょっと聞きたいのが、契約の三原則をちょっと聞かせて。

○番外（大規模事業課長 河北尚夫）

どれが契約の三原則にというものが、ちょっと理解しておりませんが、公平・公正ぐらいしか思いつきません。

○10番（平田文夫）

要するに三原則と言うのは、公正性の確保と経済性の確保、適正履行の確保、これが三原則の訳。そして随意契約をしたんだという中で、地方自治法の施行令第167条の2 第1項、さっき説明した訳。今までも要するにこの随意契約は、本町は物品購入は250万円かえ？

要するに、私が何でこう言うかと、随意契約というのは大体、普通あってはならん。公平性を欠くわけだから、そこで地方公営企業法施行令第21条の14第1項にガイドラインを定めるようになっている。これを定めることによって随意契約ができるということになる訳。時間が経っているにも係わらず、何でこういうことを措置していなかったのか、そこら辺のことを。

○番外（大規模事業課長 河北尚夫）

随意契約ガイドライン、先ほど説明させていただいておりましたが、我が町にも「随意契約適正化執行のための指針」、通称ガイドラインというものがございまして、これに照らし合わせた上での随意契約とさせていただいております。

○10番（平田文夫）

それやったら、さっきの説明じゃなくしてこの21条の14第1項を説明して理解を得ることをすべきじゃないの。

**○番外（大規模事業課長 河北 尚夫）**

先ほどの21条の14 第1項をもう一度お教えいただけませんか。

**○10番（平田 文夫）**

地方公営企業法施行令第21条の14第1項、これに基づいてそれがガイドラインという説明になってくる訳。ガイドラインが本町にもあるのだったら、随契によって執行する場合は、要するにこれを説明すべきでないかと言っている訳。

**○番外（大規模事業課長 河北 尚夫）**

「適正執行のための指針」というものを持っておりませんが、これが地方自治法施行令第167条の2第1項第6号と連動したものでございまして、この中で地方自治法の方は若干抽象的でございますので、我が町のガイドラインの方には若干の具体例を付けた部分がございますが、今それが手元にございませぬので。基本的には経済的に有利であると。他の者と契約することが不利であり、それには経済性とかの条件があるものが我が町のガイドラインの2の6という部分で入っておったと思っております。

**○10番（平田 文夫）**

何で言うのかいうと、ガイドラインを定めるにあたっては随意契約とした合理的な理由があるかとか、理由は公表の対象になるかとか、詳細に検討した上で設定する訳だ。本町にあると言うならば、議会においてもちゃんとそういう施行令をもって説明すべきだ。そうでしょう。

あなたが言う「<sup>かしたんぼ</sup>瑕疵担保」とかそういうあれじゃない訳だから。だからそういう風なことをしっかり学んで住民に理解を得られるような説明をするべきだと、私は思う訳です。これ以上しても時間を取られるだけだから、もういいです。

**○議長（石田 茂春）**

他にございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、議第85号から議第88号までの質疑を終わります。

以上で、「質疑」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10時30分 ）

( 全員協議会開会宣告 10時30分 )

**○議長 ( 石田茂春 )**

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 10時32分 )

**日 程 第 6. 討 論**

「討論」を行います。

町長提出議案の、議第84号「工事請負変更契約の締結について〔町道有木1号線道路改良工事〕」から議第88号「工事請負契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設機械設備工事〕」までの5件を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

( 「なしの声」を確認 )

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 「なしの声」を確認 )

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

**日 程 第 7. 採 決**

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

町長提出議案の議第84号「工事請負変更契約の締結について〔町道有木1号線道路改良工事〕」を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第84号は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第85号「工事請負契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設建築主体工事〕」を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。



したがって、議第 85 号は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第 86 号「工事請負契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設町民ホール建築工事〕」を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 86 号は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第 87 号「工事請負契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設電気設備工事〕」を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 87 号は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第 88 号「工事請負契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設機械設備工事〕」を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 88 号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「採決」を終わります。

以上で、本臨時会に提出された議案は、全て議了いたしました。

本日はこれをもって散会し、平成 30 年第 4 回隠岐の島町議会臨時会を閉会します。

( 閉 会 宣 告 10時36分 )

以 下 余 白